平成２８年（フ）第１９７号
札幌市中央区北11条西15丁目１番48―301号
債務者　奈良　勝元
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４４号
札幌市清田区清田３条１丁目４番22号　コンフォート清田Ａ―101号
債務者　杉村　賢司
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
青森県十和田市西十四番町43番28号
債務者　宮崎　法子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第２３号
群馬県太田市龍舞町1834番地１　ノーブル201号
債務者　藤井　　力
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２６号
群馬県太田市鳥山上町1483番地　ラプラージュ富久101号、前住所群馬県太田市下田島町1562番地21
債務者　千野　孝志
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２７号
群馬県太田市鳥山上町1483番地　ラプラージュ富久101号、前住所群馬県太田市下田島1562番地21
債務者　千野さおり
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第５１６号
相模原市中央区相生３丁目３番15号　相生パレス301
債務者　村松　幸典
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２５号
相模原市中央区すすきの町35番16号　ナイスアーバンスピリッツ303号
債務者　片石　　健
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２９号
神奈川県座間市新田宿623　特別養護老人ホーム第二座間苑、住民票上の住所神奈川県座間市座間１丁目3374番地の６　サンハイム座間105号
債務者　渡辺　美香
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４０号
相模原市緑区青野原1587番地
債務者　角田　隼人
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４３号
神奈川県座間市相武台２丁目41番23号　アクシスサガミ205号
債務者　名嘉　　茂
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４５号
相模原市南区東林間４丁目22番13号　セザール東林間303
債務者　畑中　明美
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３７号
静岡県熱海市渚町11番１号
債務者　大嵩　　要
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
静岡県熱海市渚町11番１号
債務者　大嵩　清美
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７２２号
名古屋市西区清里町69番地の86　市営比良荘西１棟503号
債務者　山崎美智子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３号
愛知県北名古屋市西之保宮前５番地　コーポラス宮前305号
債務者　久保理加子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部